

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は社会保障費に充当し、その用途を明示することになりました。

平成31年度新庄村一般会計予算における社会保障費への充当は下表のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 6,640千円

(歳出)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 247,094千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名	平成31年度 予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税収(社会保 障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	75,020	8,786	0	1	2,016	64,217
	障害者福祉事業	20,739	13,964	0	0	557	6,218
	高齢者福祉事業	18,447	1,879	0	1,514	496	14,558
	児童福祉事業	45,273	12,207	0	370	1,216	31,480
	母子福祉事業	4,523	1,261	0	0	121	3,141
	小計	164,002	38,097	0	1,885	4,406	119,614
社会保険	介護保険事業	20,267	169	0	0	545	19,553
	国民健康保険事業	9,373	4,249	0	0	252	4,872
	後期高齢者医療事業	21,621	4,334	0	0	581	16,706
	小計	51,261	8,752	0	0	1,378	41,131
保健衛生	疾病予防対策事業	5,168	0	0	70	139	4,959
	健康増進対策事業	9,780	534	0	684	263	8,299
	病院対策事業	16,883	0	0	0	454	16,429
	小計	31,831	534	0	754	856	29,687
合計	247,094	47,383	0	2,639	6,640	190,432	